

民間住宅 耐震補助事業の お知らせ



地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、町内にあ

る昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸構法および伝統構法の戸建て、長屋、共同住宅で貸家を含む）を対象に、無

料耐震診断や耐震改修費の補助制度があります。

木造住宅無料耐震診断

建物規模	2階建て以下
対象	住宅の所有者
募集数	30戸（先着順）



木造住宅段階的 耐震改修費補助

対象工事	耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅の耐震補強工事および耐震補強工事に伴う付帯工事（判定値を1・0以上かつ0・3加算した数値以上とする）
補助額	最大 60万円
募集数	2戸（先着順）

木造住宅耐震 改修費補助

対象工事	耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅の耐震補強工事および耐震補強工事に伴う付帯工事（判定値を1・0以上かつ0・3加算した数値以上とする）
補助額	最大 100万円
募集数	10戸（先着順）

以下の補助制度は
受けた住宅が対象です

補助金の申請は、工事契約前におこなってください。契約後の申請は受け付けできません。いずれの補助制度も申請される前に事前相談をお願いします（募集数に達している場合があります）。

木造住宅 除却費補助

対象工事	令和元年度までに耐震診断を受けた住宅であり、耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅の除却工事※ただし町内に事務所を有する除却業者がおこなう工事とする。
補助額	最大 40万円
募集数	5戸（先着順）

木造住宅耐震 シェルター設置費補助

対象工事	耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅について判定値を0・7以上1・0未満とする耐震補強工事
補助額	最大 30万円
募集数	5戸（先着順）

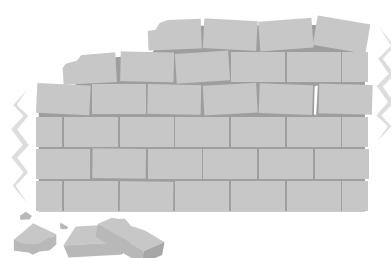
耐震診断員とは？

各種補助制度については、対象となる住宅や対象となる方の条件等があり、必要な書類等があります。詳しくはまちづくじ推進課までお問い合わせください。

耐震診断員から診断結果の説明・アドバイス
耐震診断の判定結果により、耐震改修など住宅の耐震化を検討ください。
耐震診断員が現地診断を実施
所有者の立ち合ひが必要です。

愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、終了し、愛知県に登録した者で（耐震診断員登録証を携帯しています）。

ブロック塀

無料診断・撤去費補助の
お知らせ

突然の大地震で、自宅のブロック塀が倒壊し家族や通行人にけがをさせたり、道路をふさいで避難や緊急車両の通行ができず、多くの人が二次災害に巻き込まれたりしないよう、ブロック塀等の状態を専門家の視点から調査するブロック塀診断士（有資格者）による無料診断を実施しています。

診断士が現地診断を実施
立ち合いの必要はありません。



無料診断の流れ

役場に申請書を提出

役場から診断士を派遣

ブロック塀の
無料診断

対象となるブロック塀等

- ① 塀が大口町内にある
- ② 塀が道路等に面している
- ③ 塀の高さ・長さがそれぞれ1メートル以上ある
- ④ 塀がコンクリートブロック造またはレンガ・大谷石など
の組積造である

募集数	50戸(先着順)
期限	令和3年3月31日まで
申請できる方	対象となるブロック塀等を所有している方

ブロック塀等
撤去費補助

対象工事

ブロック塀等全部を撤去
※一部を撤去することで
安全性を確保できる場

合は、高さが1m未満
としていただきます。

- 補助額 最大10万円は、①、②のうち、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た金額
(千円未満の端数は切り捨て)
- ① ブロック塀等の全部または一部の撤去工事に要する費用
 - ② ブロック塀等の長さの延長に1m当たり1万円を乗じて得た金額

補助額	最大 10万円
募集数	25戸 (先着順)

※補助制度を利用される場合は、申請前に事前相談後、撤去工事に取り掛かる前に申請してください。
補助制度を利用する場合は、申請前に事前相談後、撤去工事に取り掛かる前に申請してください。

ブロック塀診断士とは?
公益社団法人日本エクステリア建設業協会の資格を有した診断士で、大口町に登録し、業務を委託された診断士です（登録証を携帯しています）。

問合せ先
庶務課

95-3200

開示等についての不服申立ては、
ありませんでした。

令和元年度の情報公開制度の実施状況は、次の表のとおりです。

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	合計
管理者	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

- ※全部開示 請求があった公文書のすべてを開示すること
※部分開示 請求があった公文書のうち、個人情報等開示
することができない部分を除き開示すること
※不開示 請求があった公文書を開示しないこと

令和元年度「情報公開制度」